

10. 埼玉県の男女共同参画苦情処理機関の例

男女共同参画苦情処理委員の概要

区 分	内 容
設置年月日	平成12年10月1日
設置根拠	埼玉県男女共同参画推進条例
委員の身分	独任制 地方公務員法第3条第3項第3号による非常勤の特別職
委嘱基準	人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
委嘱方法	知事による委嘱。 知事は、苦情処理委員が心身の故障のため職務遂行に堪えないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときはこれを解職することができる。
任 期	2年 再任可。ただし、任期を通算して6年を超えることができない。
定 数	3人 1人以上は法律に関して優れた識見を有する者、かつ半数以上は女性としなければならない。
対 象 事 案	県の施策についての苦情 ア 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策 イ 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策 私人間の事案 男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案
職務の執行等	県の施策についての苦情は、申出について調査し、施策を行う機関に対し、勧告、意見表明及び助言を行う。 私人間についての事案は、申出について調査し、当該関係者に助言及び是正の要望等を行う。 守秘義務、政治的中立性を規定。
勤 務 日	月2回、1日4時間。(うち1回は合議)
申出の方式	申出書の提出(特別の理由があると認めるときは口頭可)
申出書の記載事項	申出をする者の氏名、住所、申出の趣旨及び理由 など
苦情処理委員の権能	勧告、意見表明を受けた県の機関に対して、苦情処理委員は、相当の期限を設けて、是正その他の措置について報告を求めることができる。
条例に規定する調査権	施策を行う機関に対する説明要求、文書等の閲覧、写しの提出要求 関係者に対する資料提出、説明の協力要求。
処理状況報告	年1回。知事に報告し、公表する。
他の関係機関との連携	他の機関に権限がある場合には、その機関を紹介する。 なお、他の機関で調整等が現に行われているもの、また、確定したものは調査しない。

注： については、条例施行規則に規定。